

瀬戸市保育所条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第10号

瀬戸市保育所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 保育所の定員は、別表のとおりとする。

(保育時間)

第3条 保育所における保育時間は、原則として8時間とする。ただし、市長は、入所している児童の保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、保育時間を伸縮することができる。

(休園日)

第4条 保育所の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休園日に保育することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他市長が必要と認めた日

(入所の拒否等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保育所

の入所を拒否し、又は退所させることができる。

- (1) 条例第5条第1項各号に該当しないとき。
- (2) 第2条に規定する定員を超過するとき。
- (3) 入所を希望する者が感染性又は悪性の疾患を有するとき。
- (4) その他市長が入所を不相当と認めたとき。

(保護者が負担する額)

第6条 条例第6条第3項に規定する保護者が負担する額（以下「負担額」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）別表に定める額とする。

2月の途中で保育所に入所し、又は解除した場合における当該月の負担額は、前項の規定にかかわらず、当該月における保育所の利用の期間に応じ、前項に定める額について日割りにより算定した額とする。

(負担額の納付)

第7条 負担額は、保育所に入所する日の属する月の初日から10日（瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日。以下同じ。）を経過するまでの期間に納付しなければならない。この場合において、月の途中で保育所に入所する場合にあっては、入所する日の初日から10日を経過するまでの期間に納付しなければならない。

(負担額の還付)

第8条 既に納付した負担額は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(給食)

第9条 市長は、保育所に入所する児童に対して給食を行う。

(保健衛生)

第10条 園長は、入所する児童及び職員に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第12条に定める健康診断等を行わなければならない。

(非常災害対策)

第11条 園長は、災害の発生のおそれのある箇所及び消火、避難、警報その他の非常災害に際して必要な設備を毎日点検するとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に入所者その他児童の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2 園長は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を職員に周知するとともに、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 前項の避難訓練及び消火訓練は、可能な限り、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならない。

(施設及び設備の管理等)

第12条 園長は、施設及び設備の管理保全に努め、常にその現況を明らかにしておかななければならない。

2 園長は、施設における業務に支障を来さない限りにおいて、施設及び設備を一時他に使用させることができる。

(事故の報告)

第13条 園長は、災害、集団疾病等の事故が生じた場合並びに施設及び設備の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷した場合は、速やかに市長

に報告するとともに、必要な手続をとらなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、保育所の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(瀬戸市保育所管理規則の廃止)

2 瀬戸市保育所管理規則（昭和47年瀬戸市規則第11号）は廃止する。

別表（第2条関係）

保育所名	定員
西保育園	135人
南保育園	130人
深川保育園	60人
水南保育園	130人
水北保育園	145人
赤津保育園	60人
古瀬戸保育園	80人
今村保育園	60人
幡山保育園	40人
幡山東保育園	135人
幡山西保育園	66人
幡山南保育園	80人
品野東保育園	60人

品野西保育園	135人
品野南保育園	60人
こうはん保育園	100人
原山保育園	100人
八幡保育園	60人

備考

この表の幡山保育園の定員には、瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）第5条第2項に規定する私的契約児の定員は含まない。